令和５年度鳥取県森林審議会　議事録

日　時　令和５年１２月１１日（月）１５：００～１６：５０

場　所　鳥取県庁第２庁舎第２１会議室

参加者 　別紙のとおり

○林政企画課　濵江課長

ただいまより、令和５年度鳥取県森林審議会を開会いたします。鳥取県農林水産部森林林業振興局林政企画課課長の濵江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様の出席状況、状況をご報告いたします。委員１５名中１２名にご出席いただきました。従いまして鳥取県森林審議会運営委員会第３条第２項に定める定足数に達していますことをご報告いたします。なお、本会議の内容は、鳥取県森林審議会運営要領第４条第１項ただし書きに該当する非公開とすべき事項はないと判断いたしておりますので、本審議会は公開とさせていただきます。

それでは、池内森林・林業振興局長よりご挨拶させていただきます。よろしくお願いします。

○森林・林業振興局　池内局長　挨拶

皆さんこんにちは。森林・林業振興局長の池内でございます。

本日は、今年度第１回目の鳥取県森林審議会を開催ということで、委員の皆様本当に年末のお忙しい中、県内各地からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また今年度からは新たな期間ということで、５名の委員さんにご着任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

この本審議会は森林法に基づきまして設置する会でございまして、本県の森林施策における重要事項を議論していただき、知事への答申としていただくものです。

皆さんには日頃のご活躍で培われましたご見識でもって審議していただきたいと考えておりますので、思われたことや疑問点等ございましたら、率直にご発言いただければありがたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

それから、来年の４月１日から国の新たな全国森林計画が実施されます。収穫期となりました人工林を資源として活用しつつ、伐採跡地に花粉の少ない品種を植栽することということで、森林資源の循環利用の推進、そして花粉症対策の加速化を図るということ。また、皆さんご承知かと思いますが、令和３年の熱海で発生しました土石流を教訓に施行されました盛土規制法を踏まえまして、林内盛土の安全対策等が盛り込まれたところです。また本日ご議論いただきます地域森林計画の樹立そして変更は、樹立につきましては５年ごと、また変更は必要に応じて行うというふうにされておりますけれども、この全国森林計画の見直しを受けまして、県内全域の３流域の地域森林計画の樹立及び変更を行うものです。

この地域森林計画は県の森林林業の施策の根幹となる計画ですので、ぜひ皆様のご見識を持ってご議論いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また本日は初回ということで、最初に会長そして会長代行、また、部会である森林保全部会の委員さん、そして部会長の選任につきましても決定していただくように考えております。限られた時間ではございますけれども、十分なご審議いただくことにお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いします。

○濵江課長

先ほど事務局長の方から申し上げました第１回目の森林審議会ということで、これから委員の皆様の互選によりまして、会長と会長代行を選任していただくことになりますが、それまで進行は事務局の方でやらせていただきたいと思います。

はじめに、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元に名簿を配布しておりますので、名簿順にご紹介申し上げます。

・内田　恵子（うちだ　けいこ）　　　委員　　再任でございます。

・岡田　静佳（おかだ　しずか）　　　委員　　新任でございます。

・尾﨑　史明（おさき　ふみあき）　　委員　　再任でございます。

・小畑　明日香（おばた　あすか）　　委員　　新任、本日はWEB出席でございます。

・木山　美佐枝（きやま　みさえ）　　委員　　再任でございます。

・駒井　重忠（こまい　しげただ）　　委員　　再任でございます。

・坂本　晴信（さかもと　はるのぶ）　委員　　新任でございます。

・高倉　美香（たかくら　みか）　　　委員　　再任でございます。

・田村　満男（たむら　みつお）　　　委員　　新任でございます。

・中西　康夫（なかにし　やすお）　　委員　　再任でございます。

・根本　昌彦（ねもと　あきひこ）　　委員　　再任でございます。

・藤山　倫史（ふじやま　ともふみ）　委員　　再任でございます。

久代委員、武田委員、森下委員、新任でございますけれども、本日は欠席ということでございます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

まずは資料の確認をさせていただきます。

（事前送付資料）

・令和５年度鳥取県森林審議会次第

・資料１　地域森林計画の樹立・変更（案）について

・千代川地域森林計画書（第１回変更）

・天神川地域森林計画書

・日野川地域森林計画書（第４回変更）

（当日配布資料）

・出席者名簿・鳥取県森林審議会運営要領

・配席図

・諮問

・資料２　鳥取県森林審議会　森林保全部会について

・資料３－１　「未来につなぐ豊かな森林づくりのためのゾーニング」の策定について

・資料３－２　未来につなぐ豊かな森林づくりのためのゾーニング（案）

・資料３－３　ゾーニングマップ（例）

・資料４　「第３回日本伐木チャンピオンシップin鳥取」の開催結果について

・資料５　「鳥取県森林経営管理支援センター」の設置と取組成果について

・全国森林計画の計画量及び鳥取県への割り振り量の推移

もしなければ、手を上げていただければと思います。よろしいでしょうか。

そうしますと、初回ですので、森林・林業振興振興局の池内を仮の議長として議事を進めさせていただきたいと思います。

○池内局長

それでは私が仮議長ということで、進行を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議題１ 鳥取県森林審議会会長及び会長代行の選任

それではこの次第に従いまして、まず本日の議題１です。

森林審議会の会長及び会長代行の選任についてです。

この森林審議会の会長、そして会長職務を代行する会長代行は、森林法第71条により委員の皆様から互選していただくことと定められております。何か選定につきましてご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、差し支えなければ事務局の案を示させていただきますがよろしいでしょうか。

それではご意見ないようですので事務局から案を示してください。

○濵江課長

事務局案としまして、会長に根本昌彦委員、会長代行に尾﨑史明議員をご推薦いたします。

○池内局長

ただいま事務局から、会長に根本委員、会長代行に尾﨑委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

皆様、了承ということですので、会長に根本委員、会長代行に尾﨑委員に就任していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ではありますが、根本会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○根本会長

公立鳥取環境大学の根本と申します。よろしくお願いいたします。

挨拶に代えて二つほど山側の観点から、少し言っておきたいことがあるので、せっかくの機会ですので言っておこうかと。

一つは今日の森林計画の計画量にも反映されてますが、今皆伐含めて、素材生産量を増大させようという流れの中に日本はあると思います。そういう中で、エリートツリーだとかデジタルトランスフォーメーションだとかＡＩだとか、いろんな新しい技術が入ってきて、それ自体魅力的な形に林業の現場が移ってきてるっていうことなんですけれども、そういう低コスト化に向けて結局たどり着く先としては、山側に一定の金額が入って山側が本当の意味で活気づくような形になっていかないと、結局はそういう魅力的なことも、絵にかいた何とかみたいなってしまうんじゃないか。行政の現場の方々もそう思ってらっしゃると思いますが、そこのところを肝に銘じてやっていかなきゃいけないかなというふうに思いました。

それからもう一つは、皆伐再造林がかなりクローズアップされる中で、智頭にしろ若桜にしろ現場は長伐期にこだわってる人たちがたくさんいるってこともわかります。それなので、行政の現場としてはその皆伐再造林みたいな話ばかりに、そこは主流の考え方としても、もう一方両足つけて、長伐期施業なんかでも、もう一足を、右足と左足があるとしたらそっちの方にも重点を置いてもらって、今ＢＣ材を大量に出してもなかなか現場にお金が残らないような状況だと思うんで、高齢級の木材が高く売れるような市場というか、そういうことを考えていかないと、なかなか現場は立ち行かなくなるんじゃないか。長伐期でやってる小規模な人たちにも目を向けて、市場開拓みたいなんで、建築事業者とか設計士なんかも含めて、少し新しい用途を作っていくようなことも含めて、頑張っていければいいんじゃないかなと思っています。

２点だけ思ってること言わしていただきました。今後ともよろしくお願いします。

○池内局長

それでは今後の議事につきましては、審議会の運営要領第３条第１項に会長が議長となると考えておりますので、根本会長どうぞよろしくお願いします。

議題２　森林保全部会委員の指名及び森林保全部会長の選任

○根本会長

それではこれより議事を進行いたします。議題２は、森林保全部会委員の指名及び森林保全部会長の選任についてです。まず森林保全部会の役割について、事務局から説明をお願いします。

○森林づくり推進課　小林課長

森林づくり推進課の小林と申します。よろしくお願いします。

森林保全部会について、内容をご説明いたします。まず設置根拠ですけども都道府県森林審議会自体は、森林法に規定されています。（２）森林法施行令のところで、各都道府県森林審議会には部会を置き、その所掌事務を分掌させることができるということになっております。（３）森林保全部会の設置ということで、所掌事務といたしましては、林地の開発行為の関係、それから保安林の転用に係る指定の解除。３つ目にいたしまして松くい虫特別防除の計画的実施、そして、森林保健機能増進計画を含む森林経営計画の認定といったことを所掌するということになっております。その他、（４）のところに森林保全部会に関する森林審議会の決議事項ということで、部会長であるとか部会の委員の任期は、森林審議会委員の任期とするであるとか、部会の決定をもって議会の決議をすること等が決議されております。

１枚はぐっていただきまして、所掌事務の概要について記載しております。まず、（１）の林地開発の関係です。林地開発の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会の意見を聴かなければならないというふうに、森林法で規定されております。その事例といたしましては、開発行為に係る森林の面積が５ヘクタール以上であるとか、変更する場合によっては、５ヘクタール以上の増となるもの等が基準とされております。それから（２）では、保安林の転用に係る指定の解除ということで、所掌事務といたしましては、国または地方公共団体以外により行われます、保安林の転用に係る指定の解除、面積は１ヘクタール以上のもの等が基準として設定してございます。そして、（３）は松くい虫特別防除の計画的実施の内容に関することで、これは森林病害虫等防除法によるものです。県合同実施基準ということで、松くい虫防除のための薬剤散布の安全性確保のためにいろいろ基準を設けております。県で基準を定め、またこれを変更しなければならないというふうになっておりまして、これを定めたり変更したりする場合には、森林審議会の意見を聞かなければならないというふうにされております。それから、（２）のところで、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定・変更ということで、保全すべきマツ林として、積極的に被害対策を実施する区域を指定して防除を行っておりますが、これを指定または変更するときには、森林審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。その他（４）のところに、森林保健機能増進計画を含む森林経営計画の認定に関することが、森林保全部会の所掌事務とされているところです。

以上です。

○根本会長

引き続き、森林保全部会の委員について事務局案を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では事務局の案をお示しください。

○小林課長

それでは事務局案といたしましては

・内田　恵子　委員

・尾﨑　史明　委員

・高倉　美香　委員

・武田　朋世　委員

・田村　満男　委員、

以上５名の方を森林保全部会委員に推薦いたします。

なお、森林保全部会長は尾﨑委員にお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○根本会長

事務局から森林保全部会の委員に内田委員、尾﨑委員、高倉委員、武田委員、田村委員の推薦がありました。また併せて森林保全部会長に尾﨑委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

異議がないようですので、森林保全部会委員に内田委員、尾﨑委員、武田委員、高倉委員、田村委員に就任していただきます。森林保全部会長は尾﨑委員にお願いいたします。

議題３・４　天神川地域森林計画の樹立並びに千代川及び日野川地域森林計画の変更について

続きまして議題３及び４は、天神川地域森林計画の樹立並びに千代川地域森林計画及び日野川地域森林計画の変更について、地域委員会に諮問されているこの議案につきましてご審議いただきたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○林政企画課　長谷川課長補佐

議題の３、４につきまして、資料１、地域森林計画の樹立・変更（案）についてというこちらの資料をまとめてご説明させていただきます。

まず、森林計画制度の概要についてです。地域森林計画を含む制度全体の概要について、簡単にご説明差し上げます。森林というものはご存知の通り、山地災害の防止であったり、水資源を蓄えて水源を涵養するといった様々な公益的機能を有しております。そういった諸機能の維持増進や森林資源の循環的利用を図るためには、長期的、総合的な施策の方向や目標を策定するとともに、森林所有者などに森林の取り扱いに関する指針を明らかにする必要があります。これらのことから、森林法において国や都道府県、市町村、森林所有者といった各関係者の皆様を通じて、一貫した森林計画制度が体系づけられているところです。（２）がその体系図です。細かいところは追ってご説明するところですが、まず政府が森林林業基本計画というものを概ね５年ごとに定めておりまして、それに即するような形で農林水産大臣は全国森林計画、それに即する形でさらに都道府県知事が地域森林計画、それに適合する形で市町村がそれぞれの市町村森林整備計画を定めております。最終的には森林所有者等の森林経営計画であったり、伐採造林届出等の各種制度に反映されるような作りになっております。

続きまして２ページ、鳥取県内の地域森林計画のあらましについてです。まず地域森林計画についてですが、都道府県知事が森林法第５条の規定に基づき、森林計画区、主に流域別になっている計画区等々に存在する民有林において、全国森林計画に即する形で施業の基準であったり、造林面積の計画量を５年ごとに定め１０年を一期とする計画です。その計画を樹立するために必要となる森林資源の状況については、県で５つの調査区に分けて順次調査をして、それぞれの計画が新たに立てられる５年ごとのタイミングでそれを反映するという仕組みになっております。

下の地図にありますように鳥取県内では三つの計画区から成っておりまして、千代川・天神川・日野川というところです。今年は表にありますように、天神川地域森林計画は樹立の年となっておりまして、その他千代川、日野川については変更という形で計画の手続きを進めるところです。

めくっていただきまして（４）地域森林計画の樹立・変更に係る手続きについてです。こちらは森林法に基づく様々な手続きがプロセスとして規定されておりまして、今回、縦覧、先ほどの近畿中国森林管理局長、関係市町村長、農林水産大臣と調整を進めているところですが、実質、事前調整はすべて完了しているところでございまして、それを踏まえて、本日森林審議会を開かせていただいてるところです。それでまた答申をいただきました内容を適宜反映いたしまして、その後のプロセスとしては、農林水産大臣との協議で計画の決定を１２月末までに行う流れになっております。

続きまして４ページ全国森林計画についてです。この全国森林計画につきましては局長の挨拶にあった通り、この１０月に新しく閣議決定されたタイミングです。全国森林計画は、農林水産大臣が森林林業基本計画に即して５年ごとに立てる１５年を一期とする計画です。

先ほどご説明しました通り、都道府県知事が立てる地域森林計画などの指針等となるものです。そして、今回新しく１０月に立てられた全国森林計画の中身ですが、まず前は森林・林業基本計画が令和３年に新しくなったものに合わせるような形で変更が、令和３年６月になされております。その以降に生じた情勢の変化だったり、新しい施策の導入を踏まえた内容が盛り込まれております。具体的には盛土等の安全対策の適切な実施、花粉発生源対策の加速化といった施策の記載が追記されました。併せて、基本計画に示されている目標等の考え方に即して、各種目標、計画量というのが新しいものが定められております。ただし、方向性としては令和３年の基本計画で示されている、育成単層林を維持して育成複層林を増やす、そういった全体的な流れを踏まえて、更新されたような内容となっております。

また、目標の全国森林計画における伐採立木材積の構成内訳につきましては、詳しい内容を本日追加資料としてＡ３でお配りしている資料をご参考につけさせていただいたところです。これは全国森林計画の計画量と、手続きとしましては全国の計画量を定められたものが各都道府県、各流域、何立方メートル何ヘクタールを計画するようにというのが統制を図った上で割り振られるんですけれど、その推移を表しているものです。詳しくは左下にある各種折れ線グラフがわかりやすいかと思いますが、直近５年の変化についてご説明いたしますと、基本的には森林・林業基本計画の流れを踏まえた方針となっているんですが、最新の森林資源量や近年の伐採傾向で、齢級構成は加齢をしまして対象林分が変化をした、具体的には間伐量が減って主伐量が増えるという相対的な変化を踏まえますと、トータルで見ると主伐の計画量は増加するものになっております。加えて花粉発生源対策につきまして、政府の方で今後１０年を始め加速化するというようなものを念頭に主伐が計画されているというものがございます。あわせて造林の計画量につきまして同じく主伐量の増加に伴って現行計画よりも高い水準となっております。一方、天然更新につきましてもこれも従来の流れですが、育成複層林への誘導も進めていくということで、こちらも人工造林と同じく天然更新面積が増加した数量となっております。

県としても引き続き多様な森づくりというのを進めていきますが、主伐間伐トータルで見ると主伐が増えるというような形で、全国的な流れを受けたものを鳥取県でも計画として定めているものです。全国的には森林・林業基本計画でかなり意欲的な計画量が定められておりまして、それを各都道府県の流域に振るということで、そういった地域森林計画の計画量も意欲的なものになっているんですが、そういった流れ、全体的な方向性の限りでは主伐の計画量が増えるというような内容になっております。

続きまして、各地域森林計画の具体的な記載ぶりのご説明いたします。資料１に戻りまして、５ページ目、３．天神川地域森林計画立案の概要についてをご覧ください。内容的には先ほどご説明差し上げた全国森林計画の内容に即した記載を追記し、計画量の更新というものが主な変更点になっております。その他森林・林業を取り巻く環境の変化等に合わせて軽微な記載の修正というのを行っております。

（２）は具体的な記載内容になりますが、最初の基本的考え方の説明部分に関しては１点目の下線部、花粉発生原因対策の加速化というのを追記しております。

この下の下線部につきましては、豊かな森づくり協働税ということでこちらは県の名前が変わった新しい税制になったということで記載を変更しております。

その下、森林整備の方向性の内容ですが、ここの下線部は花粉発生源対策の加速化ということで追記しております。また、６ページ目の下線部ですがこちらも全国森林計画に追記されたものを受けた記載ですが、航空レーザなどリモートセンシングによる高精度なデータやドローンなどを活用したスマート林業の推進により、森林経営の効率化を図るということで県のビジョンの内容との整合をとった記載をしているところです。

７ページの森林の区域につきましてはいわゆる５条森林の区域ということで、ここには面積を書いておりますが、最新の森林の区域を反映して面積を変更しております。

その下の森林資源の状態等も森林資源の数値を更新したものとなっております。

続きまして８ページ、立木の伐採、主伐の標準的な方法に関する指針ですが、末尾に花粉発生原対策に関して促進する旨を追記しております。全国森林計画に沿った内容となっております。

その下、造林に関する事項につきましては頭書きですが、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるという旨を全国森林計画と合わせて追記させていただいております。その下の下線部につきましては従来類似の記載をしているところですが、特定苗木の導入に努めるものを記載として書いております。

その下で、人工造林の標準的な方法の植栽本数に関してですが、こちらは、中仕立ては変更ないんですが、疎仕立てのヘクタール当たりの本数を従来1600本としているんですが、こちらを1500本に改めるということを書いてございます。具体的には、これまでも事業者が1500本で植えたいといった場合は、こちらの記載を踏まえて、立てられている市町村の計画に1600本と書いてあったとしても、個別相談の上で、1500本で増えることができるというふうにはなっているんですが、個別相談の労力も踏まえて現場からは1500本にして欲しいというような要請がもともとあったところです。一方で最近の造林事業、森林整備の補助金の関係では、ヘクタール1500本で植えたとしても、懸念として鹿の食害であったり、上手く成林しないような懸念が多くあると認識しております。こういった懸念に対しても、造林事業で捕植を補助対象と新たに追加するというような変更が令和３年に補助事業の内容が変更されておりまして、それを踏まえれば1500本としても問題ないだろうということでこのような変更をしております。こちらは全国森林計画の関係ではなく、当県の現場からの要請を踏まえた変更ということでご承知いただければと思います。

その下、基幹路網の現状についてはこちらの林道の基幹路網等のうち林業専用道の数字を更新しているものです。

９ページ、上の下線部につきましては、情報の提供、公開に努めるということで、近年の情勢としましては、行政の持つデータのオープン化というのがニーズとして多くあるところです。県としては個人情報の保護などバランスを取っていく必要があるんですけれど、そういった民間など現場から出てくるニーズというのに応える形でできる範囲で公開を進めていく、事業者への提供を進めていくということとしておりまして、そういった記載を書いているものです。こちらも全国森林計画に書かれている内容に即した形です。

その下（２）ですが、こちらは新規参入、起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍、定着等という記載を追加しております。これも全国森林計画に追記された内容に合わせたものですが、これは国の方で林業労働力の確保の基本方針が改正されたものを受けたものと聞いております。

その下（４）、これは合法伐採木材の関係です。今年クリーンウッド法が５年見直しということで改正された内容を受けて、全国森林計画が変更されたものと、それに合わせたものとなっております。具体的には木材関連事業者による合法性に関する情報の収集、確認が新たに義務づけという法改正があったところでして、この細かい運用というところは国の方で検討するという状況という認識ですが、着実に取り組みを進めるというような内容を追加したものとなっております。

続きまして１０ページ。上の表に関しては情報更新したというような内容で面積が変わっております。

その下ですが、土地の形質の変更にあたって留意すべき事項については変更内容が２点ございます。１点は太陽光パネルの関係です。許可が必要とされる面積が１ヘクタールから0.5ヘクタールになったということで、それに関して許可基準の適切な運用を行うと。また、下の段落ですがこれは盛土規制法に関する記載を追記したものとなっております。どちらも全国森林計画の変更に合わせた記載となっております。

その後ろにつきまして１１ページ。こちらは計画量に関する記載となっております。

先ほどご説明した全国森林計画の鳥取県への割り振り量っていうのを基にここに記載した内容となっております。その後ろ、林道などについても担当者間の調整のもとでこのような記載に更新された計画となっております。

以上、天神川樹立の内容につきましてご説明したところです。あと千代川と日野川の変更ということになるんですけれども、基本的にはこちらの内容を基本的に天神川の記載と合わせたような文にするということになっております。よって、個別の説明につきましては割愛させていただきます。資料１に関する説明は以上になります。

○根本会長

事務局から天神川流域地域森林計画並びに千代川流域地域森林計画及び日野川地域森林計画の変更について説明がありましたが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見をお願いします。

○坂本委員

初めてなもんですから、いろいろ教えていただけたらと思います。株式会社サカモトの坂本と申します。いろいろあるんですけど一番わからないところだけ教えてください。

今年令和５年ということで、国から県に振り分けられた伐採立木材積が、主伐材積が増えて、間伐材積が減ってるっていう形になります。合計すると、２年前の令和３年とそう変わらないので、主伐材と間伐材の割合を変えた状況で、国から県に降りてきてるというふうに認識したんですが、そもそも間伐材と主伐材の規定というか、そういったものがもしあれば教えていただきたい。もしかしたら先ほど根本さんが言われてたように、間伐じゃなくて皆伐にした場合には、扱いが全部主伐になるのかなっていうふうに危惧したというか、心配をしたところなんですけれども、今の主伐と間伐の位置付け、どういったものを間伐材として、どういったものを主伐材にしているかっていうところをもしよろしければどなたか教えていただけたら嬉しいです。

○長谷川課長補佐

間伐と主伐の定義については、森林計画制度の中にも明確に規定がされているところです。具体的な記載が手元にはないんですけれど林分の鬱閉したところを３割程度とかだったと思うんですけれど、間引くということで、森林の成長を促すものを目的とした伐採ということで間伐が定義されているところです。主伐についてはもう全く別で、更新を前提とする施業ということで、皆伐と択伐っていうのが、規定というか、内容としてはあるところです。

○坂本委員

ということは、直径とかそういったものはもう含まれないという形になるということでよろしいですかね。よく間伐材を使いましょうっていうキャンペーンが打たれている中で、皆伐になればほぼ主伐材になるという形になるので、その場合にこれは間伐材ですよとか、主伐材ですよっていう分け方が、さらに曖昧になってくるかなというふうに思いましたので。今お話を伺いながら、改めて頭の整理しておかないといけないなというふうに思います。ありがとうございました。

○長谷川課長補佐

それでいいますと、伐る目的が森林の成長を促すためか、収穫をするためかっていうところで何か目的のところで、制度上は、定義されているところなんですけれど、さらに具体的にはどういった年数とか間隔で間伐をするべきだといったような内容も地域森林計画の記載の中では、標準的な施業はこうあるべきみたいな形で計画されているところです。それを守ることが義務とかそういうわけではないんですけれど、模範的な作業はこういうものであるというものをお示しするというような性格のもので、この地域森林計画であったり、それに基づいて定められる市町村森林整備計画の中で、記載されている状態です。

○根本会長

間違ったら訂正していただきたいんですけど、間伐材って以前は多分３５年とか４０年とかそういう小径材として出てくるものを間伐材って呼んでたと思うし、補助もそうだったと思うんですけど、実際には長伐期化していって皆伐できないままこうずっといったときに、もう今や５０年、何年生っていうわけではなくて結局皆伐しないものはみんな間伐材みたいな言い方に多分最近はなっていて、それでまだまた間伐の補助金もずっと昔だったら択伐っていってたようなところも間伐という言い方で、それで補助金がずっとついてるみたいなイメージに変わってきたんですけれども、そういう認識で間違いないでしょうか。

○池内局長

まさに今おっしゃられたのが非常に我々としては心痛いところであり、実際正におっしゃる通りで、ただ一応その樹種によって伐採の適期っていうのは決まっておりまして、例えば通常、智頭町とかですと６０年から８０年ぐらい。かなり長伐期なもんですから。ただ、これが別の例えば里に近い方の比較的成長がいいということになりますと、例えば４０年５０年で伐採するということです。それ以降に伐る場合は基本的には主伐とか択伐とかいう話なんですけども。

県内の実情申しますと、全く間伐がされずにもう６０年生とか８０年生とかいうような山がたくさんあります。林齢だけいってて手入れがされてないものも、それを道入れするなり、それは択伐なのって言われたらやっぱり間伐は間伐だよねっていうふうに県は考えておりまして。木を伐って、残った木をさらに成長させるというのが目的でしたら、その伐る方法は間伐と呼ぶ。そして、どちらかというと大きくはなるんでしょうけども、木の方が主体で、伐ってお金にするというのが目的の場合には択伐とか主伐のひとつになるんだろうなというふうに我々としては理解しております。正直なところ以前あったような明確な線引きというのは一切なくなってしまったというのが実態です。

○中西委員

中西と申します。

今のこのＡ３の紙で、鳥取県の国から来た割り振り量が主伐625万㎥、これは１５年ですし、全部そうですね。足していったら、こうなると。間伐が286万㎥、これ丸太を切って出た量か、立木で換算されるどっちでしょう。

○長谷川課長補佐

幹材積です。

○中西委員

例えば令和３年、４年では実際そういう数字に鳥取県自体向かってるんだろうか。その辺の検証は今の説明の中では、この先言う予定があるかもしれませんけど、今のでは聞こえなかったもので。現実に少なくとも私の認識があっていれば、まだまだ間伐材積のほうが遥かに多い、皆伐が逆に少ないのがいいのか悪いのか別にしまして。そのあとの、当然皆伐には再造林というのがついてきますんで、そこら辺の合理性が森林計画に対してもう少しその辺を承知していただければ、何年かかるじゃなしに、この近年で結構ですのでそうすると委員の皆さん何かもう今鳥取県の木材の伐採量、流通量の増加でもよくわかると思うんですが、いかがでございましょうか。

○長谷川課長補佐

ご指摘ありがとうございます。

非常に重要な点のご説明が不十分であったところもあったかと思うんですが、実際の直近の実績値としましては、もうご承知の方もいらっしゃるかもしれないんですが、１年の数字で言うと、県内の主伐で言うと、３万3000㎥で、間伐の方は30万㎥ということになっておりまして、対して計画量を１５年で割った数字というと、主伐でいうと４２万㎥弱という計画、一方で間伐の計画量は１９万㎥で、実績と比べますと乖離があるところです。これは、この全国森林計画が策定されるたびに、割り振り量の意見調整をするためにどうにかならないかということを調整しているところではあるんですけれども、この中で国からは、全体の基本計画に沿った方向で、計画量がある中で各都道府県の流域ごとに割り振るとこうなると。全体的な高い意欲的な計画量を定めるのがこの森林計画制度なんだというような説明を受けて、ちょっと割り振りを減らしてもらったりといった調整はするんですが依然として乖離は大きいというのが実情です。

そういった中で、県として全体で主伐の計画量を増やしていく、一方で造林の方でいうと、主伐と天然更新、育成複層の関係、そういった計画量を増やすっていうところと可能な限り整合をとってやっていこうという方針で、このような計画を立てさせていただいているところです。そういった実績と照らしてどうかという観点を審議していただきたいと考えております。

○池内局長

補足させていただきます。まず全国森林計画の計画量っていうのは、戦後の造林、皆伐、人工林、この時代に過伐、伐り過ぎだっていう時代が一時ありまして、日本全国の山が裸になってしまうと。それを防ぐために伐採の数量というのを制限しているんです。継続性を持ってできるように、抑え込みが目的でできた制度です。ですので逆に今は、なかなか材価が安いというのもあったりして伐採が進んでないというのがありますので、我々としましても、どちらかというともっと伐って欲しいというのが実際のところです。ですので、一応この今割り当ててある数字は上限というふうに理解していただければと思います。地域森林計画上は、これ以上切ると持続性がなくなっちゃうよと。だから5年間でここまでにしようというものです。ただそれが今の実態に合うかどうかということは全く別の話になってしまいまして、あくまでも法令の規制の数字というふうにご理解いただくのがよろしいかと思います。

○根本会長

私の方から１点だけいいですか。

その花粉症対策で対象とする皆伐跡地の造林に、花粉の少ない樹種を植えるっていうところで補助金が出る名目になって、皆伐を支援する形になってるように思っています。花粉の少ない樹種の将来の成長や品質が、どこまで担保されてるのかというのが少し心配するところで。そこをポイントにしてどんどん皆伐して、そうした樹種を植えるんだということが一般化しすぎると、あまり検証されないままにいってしまうんじゃないかという心配があります。そのあたりどんなふうに考えられているかを教えてください。

○長谷川課長補佐

非常に難しいご質問です。地域森林計画の中でも、植えた苗木をどのように育てていくかっていうところも項目がございまして、ヘクタール何本植えるかという話もありますが、何年で伐採収穫するのが標準的かと言うような指標の事項で標準伐期齢というものがございます。今はスギ、ヒノキ、その他針葉樹、マツ、その他広葉樹とか、非常にざっくりした年数が書かれているんですけれど、花粉発生源対策で言うと少花粉のスギの特定苗木を植えていこうということになっていますが、果たしてその特定苗木の標準伐期齢は、４０年のままでいいのかというと、花粉が少ないこととあわせて成長が早いということも特定苗木の条件になっているところです。それを踏まえた伐期齢の設定というところが、この地域森林計画の中でも議論していく必要があるということを課題として認識しております。

ただ一方で、そのためにもある程度科学的知見というものに基づいて判断する必要があるということで、今年の樹立では、結論に向けた検討することができなかったというところが正直なところですが、来年度以降の課題として特定苗木は難しいですけれども、その他の樹種についてはどうかといったものは、今後の検討課題としてしかるべきタイミングでご相談をさせていただきたいと思っております。

○根本会長

わかりました。他にご質問等ございませんでしょうか。

○田村委員

初めてなんでいろいろ資料の見方を教えていただきたいんですけど。

表の中のかっこ書きは前回の数字という意味で理解してよろしいですか。それは書いていないのでわからなかった。

それから、いろんな所有者がいると思うんですけど、山も、国有林とか、法人とか、県営はないと思うんですけど、これを全部合わせたもので現況を抑えた数字になってるのかどうかというのが、全体計画を見てるかというのは一つ質問です。あと２ページの調査区っていうのが一つあると思うんですけど。各報告するということだと思いますけども、この間毎年調査をされてて、計画を見直すのがこの５年に一回されるんですけども、調査年度と樹立年度との関係がどうなのかっていうのを教えてほしいのが１つ。

それからあと、最後に林道の表がたくさんあるんですけど、管理者がいろいろあると思うんですが、この計画自体が箇所数とか開設とかいろいろありますが、現況はどうなっていて、これから計画なのでしようとしておられる数字だろうと思うんですけども。所有者が違う中で、計画上はとりあえず計画しているという理解でいいのか、その辺を資料見てて疑問点でしたので教えていただければ。

○長谷川課長補佐

時間の関係も含めて説明が及ばないところが多く、失礼いたしました。まず数字の関係、かっこ書きについてはご認識の通りです。

２点目ですが、区域に国有林等が含まれるのか、というお話はこの１ページの計画制度の体系をご覧いただきたいんですけど、今回議論いただいている地域森林計画は対象が民有林ということになっております。一方で国有林は、国有林の地域別の森林計画というのを、各森林管理局長が定めることになっておりまして、お互いに意見聴取などの調整を図って流域の計画ぶりの整合を図るというような作りになっております。この地域森林計画については民有林、具体的には私有林と行政の公有林というのを対象にした計画量であると。

続きまして森林資源量の調査の年度の関係なんですけれど、５年に１回の樹立でありまして、一方で鳥取県内の流域は３つというところで、作業量を平準化する観点で調査区というのは５区になっております。今回の天神川につきましては、調査区も一つなので、最新の数字をそのまま地域森林計画に落とし込むような内容になっているんですけれど、その他につきましては森林面積が多いということで、作業量の観点から２つの調査区に分けております。そういったところで調査年度と樹立年度にずれが出るところありますが、それは具体的には林地開発があったところを計画の対象森林から除くとか、そういった事務が特に重要になってくるんですけれど、そういったところの追加で更新するとかできる限りの実情を反映するような対応としているところです。

もう１件、林道の計画なんですけれど、実際のところ１２ページの方をご覧いただくと非常に多くの路線がチェックされているところなんですけれど、実情を申しますとこれはここの表に載っていることは補助金や予算の関係の条件となっているところでして、工事、施工の可能性があるところを載せておくというような性格が強いものとなっております。大体このような計画ぶりです。

○根本会長

その他、どうでしょうか。

それでは、他に質問がなければ、本日の諮問事項である、天神川地域森林計画の樹立並びに千代川地域森林計画及び日野川地域森林計画の変更について森林審議会としては、異議ない旨の答申を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、天神川地域森林計画の樹立並びに千代川地域計画及び日野川地域森林計画の変更につきまして異議なしとします。以上ですべての審議事項について審議が終了しましたので議長の任を解かせていただきます。

それでは進行を事務局にお願いいたします。どうもありがとうございました。

その他報告事項等

○濵江課長

そうしますと、議事を進めていきたいと思います。その他報告事項ということで、これから３つばかり報告させていただきたいと思います。先ほどの審議会の議事の中にもございましたけれども、これからの森林をどうしていくのか。皆伐を進めていくわけですけれども、本当にこれでいいのか、少花粉スギだけを植えていいのか、そういったいろいろな懸案事項が多めになっております。その中で、私どもが今作成しておりますのが、次にご報告させていただきます、未来につなぐ豊かな森林づくりのためのゾーニング案の概要ということについて、第一の報告ということでさせていただきます。

○林政企画課　山下農林技師

林政企画課、山下と申します。私から、未来の豊かな森づくりのためのゾーニングという新しいゾーニングの考え方を県で整理して策定することが決定しましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、本ゾーニングの策定の背景と目的についてです。令和３年３月に、県は１０年間の施策の方向性と目標を示す鳥取森林・林業振興ビジョンというものを作成しました。この中に、森林の現状等に応じて生産林と環境林を区分し、木材生産等、主要な環境保全の調和が取れた上、健全な森づくりの実現を目指すこととしています。けれどもこのビジョンの中では、山林と環境要因は具体的にどういうふうに分けていくかというような具体的な方法を示せておりませんでした。そのため、ゾーニングの考え方というのを令和２年度から検討を始めております。

なぜ、そもそもこの生産林と環境林というふうに、森林の区分でいくことを方針立てていたかと言いますと、近年激甚化する豪雨災害等があります。今年は本県でもひどい災害がありましたが、そういったリスクの高まりですとか、森林経営管理制度というものが平成３１年度から開始をしておりまして、この制度というのが、林業経営に適した森林は林業経営者にお任せをして、適さない森林は市町村自らが管理していこうというような、制度になっていますが、そういった制度が開始されたこと、また皆伐再造林を着手してきたこと等がございまして、持続可能な森林経営を行っていくために、適地適業という考え方の重要性が増してきているというような状況にあります。一方で、本県では林業試験場において、山地災害リスクを評価するような技術の研究を行っており、評価技術が蓄積されてきたこと、また、本県では航空レーザ測量というものを平成３０年度から実施しており、これまでわからなかった詳細の地形情報がわかるようになってきています。そういったデータの蓄積も、林地を評価して森林を区分するというようなデータが蓄積されてきたことがございます。このような状況を踏まえて、山地災害リスクと収益性という２つの考え方から、林地を評価区分して、それぞれの区分に応じて将来的に目指す森林の姿とそれに必要となる最適な森林整備の実施方針を示すことで、多様で健全な森づくりの実現につなげるということを目的として本ゾーニングを策定することといたしました。

また本ゾーニングの検討にあたっては、令和２年度から４回の内部検討会と、森林組合との意見交換会を行ってきておりまして、現場に即したものとなるように調整を図ってきているところです。今年度の８月から９月には県内の市町村と森林組合と林業事業体向けに説明会を開催しておりまして、意見を募集させていただいたところです。いただいた意見を反映しまして、１２月中に策定、公表する予定で進めております。

こちらのゾーニングの基本的な考え方としましては、１００年先の森林を見据えて、長期的な視点で本県の森林づくり方向性を示すのもの、という考え方でおります。こちらのゾーニングより示された森林区分の施業方法は、制限や補助金等の支援施策に直接結びつくものではなく、指針・参考としていただくものとして考えております。

では、実際に具体的にどのように森林を分けてきたかというところをご説明いたします。５ページの下の６つの森林のタイプについて説明いたします。収益性が高い・低い、山地災害リスクが高い・低い、ということで、森林を４つのタイプに分けています。収益性は何をもって評価しているかといいますと、生産力が高いか、木が育ちやすいかといった点と、林道などの道が入っていて、材が搬出しやすいか、搬出コストが低いか、というところで評価をしております。災害リスクについては、崩れやすい地形か、土砂が移動しやすい地形かどうかという点と、民家等の保全対象が近くにあるかどうかという点で、評価をしております。

６つの森林のタイプについてご説明させていただきます。まず生産林と区分した森林については、収益性が高く、山地災害リスクが低い場所というところで、この生産林に区分されたような場所では、成長の早い樹種や品種の導入など、経済性が高められ、木材等の生産活動が持続的に行われる人工林ということでどんどん生産していきましょうという風に考えております。

続いて準生産林、幹線未整備については、収益性が低く、山地災害リスクは低い場所というところです。収益性が低い要因としましては、幹線が入っていないからであり、ここに区分された森林は、幹線の整備など基盤整備を行うことによって生産力を高めて、どんどん生産していきましょうという森林です。

続いて準生産林、危険地形注意に区分されたものに関しては、収益性が高く、山地災害リスクが低いところになります。収益性が高いので、林業をしていきたいんですが、ここは土砂が移動しやすい場所で、保全対象はない場所になりますので、土砂の保全というところには配慮しながら林業していこうというような区分です。

続いて、準生産林・保全対象配慮につきましては、収益性が高く、山地災害リスクが高い場所になります。ここは保全対象もあって、土砂も移動しやすいけれども収益性が高い部分になっておりまして、山地災害が起こらないように保全対象に配慮した森林管理が求められるという場所です。

５つ目が自然回帰林というところになりまして、ここは収益性も低く、山地災害リスクも低いという場所になりますので、収益性が低いので、木も育ちにくく、道もないということになりまして、積極的に林業を行っても採算性が合わないところなので、積極的な林業はおすすめしないという場所です。

最後に、環境林と区分するところとしましては収益性が低く、山地災害リスクが高い場所です。ここは最低限の森林整備を行っていき、公益的機能の維持をするために、公的な管理も視野に入れて森林を管理していきましょうというふうに考えております。

最後にこちらのゾーニングの今後の活用方針についてご説明いたします。想定しておりますのがまず、県において、先にご説明した県の施策などの方針を定めるビジョンなどの基本計画をはじめ、各種施策のベースとして活用していくことを考えております。この後の報告事項でご説明します、森林経営管理支援センターというものを設置しており、こちらで県の普及員が市町村へ施業提案をしていくためのツールとして活用していくことも想定しております。次に市町村での活用、こちらは先ほどご説明した新しく始まった森林経営管理制度で、市町村が自ら優先して森林管理を行っていく場所の抽出等に活用をしていただければと考えております。最後に事業体では、皆伐適地の観察、皆伐していくべき場所っていうところを、森林施業を行う際の指針として活用していただきたいと考えております。私からの説明は以上となります。

○濵江課長

ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

○中西委員

私自身このゾーニングが絶対必要だと思ってはいるんですが、結局収益の高い生産林として、今度そこに今度は伐採をしたら当然また植栽もしていくというときに、先ほどから出ているエリートツリーであるとか広葉樹も例えばセンダンというような木を推奨要するに早く大きくなります。先ほど先生もおっしゃいましたけど、担保といいますか、例えばコウヨウザンなんかも入れようという、鳥取は別ですけど、実際にはコウヨウザンはもう60年生が出てきて出回って、強度的にどうなのかという担保が全くされてない気がするんですけども、今の環境林と民家のすぐ上の収益性が悪いところは別ですが、そこら辺の植える木、それから最後にありました森林経営管理制度、要するに市町村が見なくちゃいけないって言い方がおかしいんですけども、現在地主さんがどこに行ったかわからんとか。非常にもう放置された山林等々のことは、何とかしようということなんですけども、現実に各市町村でそういう動きが大分出てきているのかどうか。

日野町ではどんどんやってるイメージが全くないんで、日野町の結構山の良いとこですらそうなんで、他の市町村はどうなのかなということと合わせて。また何か広範な質問になりましたけど、教えていただけますか。

○山下農林技師

まずは担保というところにつきましては、生産林は成長の早い樹種を植えていきましょうということで、計上させていただいているんですけれども、技術的には知見的にはまだまだなところが実際ございます。そこは、マニュアルの方針として出させていただくところでございまして、この担保というところについては引き続き県も一緒になってどんどん普及していくように努めるところと考えております。

森林経営管理制度の市町村での実施状況ですけれども、市長村自ら管理するところがもう何年か前にも事例が出てきています。

○林政企画課　杉村係長

経営管理制度は令和元年度から始まった全く新しい市町村が主体になる制度ですので、市町村によって進捗具合は後先があって、おっしゃる通りです。そこをやはり県でも支援をさせていただく形ということで、今年度新たに森林経営支援センターを立ち上げまして全県で支援を始めているところです。これは後程ご報告をさせていただきます。

その中で、市町村がこの経営管理制度という新しい制度で、広い森林の中でどこを市町村みずから整備していくのかというところ、一つ県の方としてはやはりこういうところを優先したほうがいいんじゃないかというのをお示しするにするのに今回のゾーニングというのをご提案してるところです。国府町の地図がありますけれども、赤で示してる環境林というのがある先ほど説明があったように民家に近くて地形的にも崩れやすい。こういったところは整備をせずにいると災害の元になってしまう。限られた財源や市町村の人員を使って整備をしていくなら、こういう地形が多いところから優先してやりませんかと。その辺も支援センターの方で県の事務所と連携をして、市町村ごとにこういう場所でどういうメニューでやっていくかというのを今整理しているところであります。今動きがやや遅いような市町村についても順次話をするというふうに考えております。

○林政企画課　濵江課長

先ほどの最初のコウヨウザンだとかエリートツリーをどういうふうに植えていくかという話になりますが、戦後山が減って、それでスギ一辺倒の人工林を植えてきたという、それがよかったのか悪かったのかと言えば、ある意味同じものを植えてしまって、スギが花粉を発生して、同じものを売ってしまって価格も下がってしまったという。同じことをまた２度やるのかということがございます。今後５０年後、６０年後、本当に同じことをやるのかと、いうことがございまして、私どもも当然成長の早い樹種で木材需要を拡大していきたいという面もございますけれども、本当にエリートツリー、少花粉スギだけでいいのか、コウヨウザンだけでいいのか、適地適木というものがございまして、今紹介させていただきましたゾーニングには災害が起こりやすいところには皆伐じゃ駄目ですよとか、そういったことを避けるためのゾーニングをしています。今後はどういったものをどこまでできるかわからないですが、行政としては二度とそういう同じような過ちをしないために、地域森林計画の中に入れるのか、それともまた別の形で皆様にお示しすることができるのかわかりませんが、何らかのことを考えていかなければまた同じことになるんだろうなというふうに思っておりますので、本当に真剣に考えていきたいと思っております。

○根本会長

私はこのゾーニングについて非常に素晴らしいというか、実際に実行していって欲しいなと思います。例えば国府町で見る限り、生産林も結構な割合になるような感じだという。こういう生産を集中して集約してやっていけば、十分林業的な行為はできると思うし、その他環境保全なんかも進んでいくんじゃないのかなと思います。

問題としては、先ほど補助金のことは関係ないみたいな話をしてましたけど、実際にはこれを森林所有者の権限を超えてゾーニングを実行していくとなると、隣は補助金をもらってとか、いろいろ問題が出てくると思うんですよね。そこを乗り越えてゾーニングの意味を変えていかないと、結局絵に書いた餅になってしまうので、この範囲ではこういうふうな補助するけどこっちではしないよとか、それぐらい何か強いルールがないと進まないんじゃないかなという気がするんですけど、そのあたりの見込みというか、ぜひそこは対応して欲しいですけども、どんなふうにするのでしょうか。

○池内局長

非常に答えにくいところではあるんですけれども。

今のところは、各種林業事業体が補助金なしでは実際作業が進まないのが実態で、今の段階でそういうゾーニングベースで補助金を充てられる、充てられないっていうのは今の時点ではえらいなと考えています。

ただ、これから皆伐再造林がどんどん進んでいって、昔のように筆単位とか尾根谷単位ではなく、次の施業性も考えてある程度ブロック単位で集約していって、施業地を作っていく形になると思います。そうなった場合に、例えば環境林から準生産林・生産林、こういったものを一色だけ潰すというよりも、ある程度色が混ざったところを一つのブロックとしてやらざるをえないなと。例えば５０％以上が生産林であるとかいうような形で、やむを得ないところって、出てくるんじゃないかというようなイメージを持っております。今のところはそういう強い指導を権限でもってやるのは時期尚早と考えているところです。

○坂本委員

それとあわせてなんですけど、智頭町はちなみにどういう状況でしょうか

○杉村係長

今お配りしてるのは国府町のものをベースとしてやっておりますけれども、このマップ自体は全県で作っているところでございまして、この冊子も含め何とか年内に施行して、図面をどういうふうに皆さんに見ていただくという形にできるかどうかは、サイズが大きいとかそういうところがあって、方法は工夫しますけれども、公開に向けて市町村役場にいけば見られるという形を目指していきます。

○田村委員

山地災害リスクの評価が１２ページにあるんですけど、保全対象までの距離が２kmというのはどういった根拠があるのか知りたいというのと、砂防関係急傾斜関係との調整みたいなことが、どうなのかな。ゾーニングも細かくやっておられるんですけど、さっき言ったように５０％生産林ならばやっていくのかなみたいなこと言っておられたんですけど、そういったところの決めをどうされていくのかなっていうのが、今の話ではまだというんですけど。結構調整すべきことが多いような気がしたんですが、その辺はいかがでしょう。

また、あくまで指針ということなんで法的根拠はないということでよろしいですか。

○山下農林技師

保全対象までの距離が２kmというところですが、山地災害リスクの評価の指標、保全対象までの距離、林地から保全対象までの距離は２km以内からどうかと書かせていただいております。こちら２kmを採用させていただいたのは、研究で山地災害がおきたときに、最大でどこまで届くかというような研究があり、こちらが２kmというような研究結果がございまして、それを採用させていただいた次第です。

○杉村係長

今日の資料にはないんですが研究結果があって、土石流が発生した事例では最大４kmまで届きますが、２km以内にとどまるのが９８％であると。その調査結果に基づいて、２kmというのはかなり安全側という認識なんですけれども、２km以上離れていれば安全であるとしています。

いわゆる制度の話についても、具体には入れてないんですけれども、実際はここで環境林にしたところっていうのはほぼ重なるというような考え方、同じものになってますのであるというのが実態です。

法的なところについては先ほど申し上げたように、これをベースに市町村が市町村森林整備計画を作っていくときに参考になるものですし、そこをどういうふうに結びつけていくのかというのは今現状何％を超えたら必ずその区分にしなさいとか、そこまではまだできたばかりで整理できていないんですが、これからの課題として順次整備していくものと考えております。

○田村委員

砂質の崩壊現象として、花崗岩かどうかっていうのはかなり影響すると思うんですけど、地層とか細かく違うとは思うんですけど。何かそれを指標にされてるのかどうか確認したい。

○杉村係長

基本的には地層や地質は直接の関係はなくて、レーザ航測で非常に細かく地形の状況を押さえてますので、その中で、地形が崩れやすい、崩れた跡のような地形、凹地形とか、その辺を要素にして崩れやすい場所を導き出してるというものです。

○田村委員

あくまで地形ということですよね。わかりました。

○尾﨑委員

林道が延長される、林業専用道が新たに開設されると、このゾーニング自体がだんだん変わってくっていう理解でよろしいですか。

○山下農林林技師

その通りです。現状はこの道系のデータは航空レーザ測量を実施した時の道のデータを編集しておりまして、それがどんどんそれを更新して柔軟に修正はさせていただきたいと考えております。

○根本会長

幹線未整備の準生産林が生産林に移行するということはありうるということですね。

○山下農林技師

左様でございます。

○杉村係長

この報告１４ページの方に収益性のことがありまして、先ほど距離のことを言われましたけれども、今は幹線からの水平距離が350m以内かどうかというのが一つ。それで幹線からの距離で図面の色が変わっているということです。

○濵江課長

いかがでしょうか。質問、ご意見よろしいでしょうか。このボリュームですけれども、これが決定版ではございません。当然意見がつけば変わっていきますし、いろいろな因子が入ってるかどうかをこれから考えていかないといけないんでしょうけれども、やはり現場に合ったものに変えていかないといけないと思っておりますので、当然グレードアップしていきたいと思っております。

○濵江課長

そうしますと、毛色が変わりますけれども、第３回日本伐木チャンピオンシップin鳥取の開催結果についてという、２番目のご報告をさせていただきたいと思います。

○林政企画課　三島参事

林政企画課、三島といいます。林業普及を担当しております。よろしくお願いします。

日本伐木チャンピオンシップin鳥取の開催についてご報告させていただきます。当大会は、チェーンソーの技術の安全性・正確さ・スピードを競う大会で、林業の新たな魅力を発信するため、そして、林業の担い手の育成、就労確保の活動として、大会を開催したものです。全国大会といたしまして、今回３回目で、県西部が初開催になります。鳥取県での開催は令和元年度から隔年で開催しておりまして、だんだんと定着しているところです。特に今回は新たに林業大学校の学生や農林高校の生徒などが参加しやすいアカデミー・ジュニアクラスを新設したところ、智頭農林高校の２チームが総合優勝と入賞を果たしたという優秀な成績を収められました。

全体概要につきましては次の通りになります。開催は１０月２８日と２９日の２日間にわたり、大山牧原駐車場で開催されました。２日間で目標を上回る約1800人にご来場いただき、選手の真剣な迫力ある競技内容を見ていただいたところです。全国からの参加選手は北海道から九州までの９１名。うちアカデミー・ジュニアクラスにおきましては、北海道から長野県、岐阜県、それから高知県など全国１０校、１５チーム３０名の出場がありました。県内選手につきましては前回大会より増えまして、県下全域から２６名の参加があったということになります。

それから、競技内容につきましては写真にもありますように山の現場の作業に基づいた競技になっておりまして、世界大会の審査基準に沿って行われております。左の写真にありますように目標に向かって、伐倒（マストツリー）と書いてありますが、目標に向かって１２メートルの丸太を倒す伐倒競技、真ん中は傾いた丸太を下と上から切り合わす合わせ丸太競技、それから右は３０本の枝を素早く切り払う枝払い競技など、プロは５種目、ビギナーとアカデミーが２種目の競技で、得点によって競う大会になっております。

鳥取県選手の競技結果ですが、成績はかなり高得点が出ました。プロクラスで鳥取県東部森林組合の栗田選手が２位、ビギナークラスで同じく東部森林組合の田邊選手が３位入賞しております。栗田選手は種目別の接地丸太輪切り競技でも優勝されております。それから、今大会から新設したアカデミー・ジュニアクラスでは、智頭農林高等学校の２チーム、古谷・向井チームが優勝で、木村・小林チーム、これが３位に入賞ということで、それぞれ日頃の練習の成果を十分に発揮した結果となりました。生徒の声、「優勝できてうれしい」と「大会で身につけたことを林業に活かしたい」など、林業就業に向けた励みになる声が聞かれております。

来場者の子供たちからは、「迫力があってかっこいい」など、競技の感想が聞かれましたし、林業の就業の新たな魅力を一般に情報発信できたと思われます。

このように鳥取県選手の練習結果が現れた結果となりましたし、多くの来場を皆様に賜りまして、一応大会としては成功できたと思います。今後もこういった大会を継続して開催しまして、若者の林業就業に繋がるような取り組みを続けていきたいと思います。以上です。

○濵江課長

ただいまのご説明についてご意見ご質問等ございますでしょうか。

そうしますと、次に報告事項といたしまして森林経営管理支援センターについてご説明させていただきます。

○林政企画課　山口課長補佐

鳥取県森林経営管理支援センターの設置と取組成果についてということで今年４月に森林経営管理制度の推進を支援するため、鳥取県造林公社に新たに鳥取県森林経営管理支援センター、以降センターと呼ばせていただきますけれども、これを設置しました。

森林経営管理制度とは、先ほど山下からもちらっと説明がございましたけれども、手入れの行き届いてない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、公的に管理を行うという制度です。令和元年度からスタートしまして、これまで４年間、市町村で森林所有者への意向調査等を進めてきてるという状況でございまして、実際に市町村による森林施業というものを実施するというところも出てきているという状況になっております。

１の設置目的のところですけれども、令和４年度までは新たな森林管理システム推進センターという形で、制度そのものの理解促進や意向調査の進め方といったところを支援してきておりましたが、先ほど申し上げましたように実際に森林整備に取り組む市町村が出てきているという状況の中で、林業の専門職がいない市町村も多くございますので、発注にあたっての施業方針をどうしたらいいのかとか、設計自体どう組めばいいのか、森林施業の監督とはどういうふうにするものかと。そういった実績のところへの対応が必要となっております。そういった市町村のニーズの変化に対応して、支援の仕方自体を変えていくということが必要となってきますので、実務的な業務のノウハウを持つ造林公社にセンターを設置したというものです。組織の位置付けについて模式図としたものが下の図となります。県の地方事務所の林業普及員、市町村、林業事業体といった関係者をセンターがつなぎ役となりまして、制度の実行主体である市町村を支援し制度を推進していこうというものです。あわせて、県及び市町村からの意向調査などの業務を受託しまして、直接的に制度の推進を支援していきます。

２つ目、センターの位置付けと取り組みの方針の（１）です。県から委託を受けて実施しております市町村森林整備カルテの作成ですけれども。先ほど山下からの説明にもございました、ゾーニングを活用しまして、発災リスク、被災リスクを勘案し、経営管理制度で整備すべき森林の絞り込みというところを行いまして、それらをどう優先順位づけして整備していくか、長期的なスケジュールの作成を行っているものです。長期計画を立てていなかった市町村からは限られた譲与税財源の中でどのようにして制度を推進していくかという指標として活用できると期待されておりますし、長期計画を立てている市町村につきましても、災害リスクの観点での優先順位の見直し。例えば同じ優先順位なのであれば災害リスクのある場所を優先する等、そういったところで活用したいというご意見をいただいております。

矢印の２つ目です。制度を進める上での課題となっており、多くの市町村から要望がありました意向調査の外部委託に係る標準価格の策定についてです。県内の過年度の意向調査の実施状況だとか、他県の事例等を分析、検討いたしまして、県版参考歩掛仕様書として１０月４日付で策定を行いました。現在来年度予算の要求時期であり、多くの市町村で、この歩掛を予算要求にご活用いただいているようです。

矢印の３つ目です。こちらも市町村から相談を多くいただいていた案件ですが、公的に管理するということがありますので公的管理に当たって、森林の位置を特定する必要があると。そのため地籍調査未了地区においてはその実施は難しいという意見が多くございました。その課題に対しまして、将来的に地籍との二重投資とならず、かつ迅速に行えるリモセン手法を活用した境界明確化にかかる歩掛及び仕様の整備を行いまして、県版参考歩掛調書として、１１月１０日付けで策定を行ったものです。

造林公社に新設されました森林管理課、こちらセンターの中核施設となりますが、こちらで市町村の求めに応じて、所有者への意向調査、現地調査、森林整備に係る積算、発注管理など、実務的な業務を担うことで本制度の実行体制の底上げを行っております。具体には今年度は５つの市町について意向調査業務や森林整備に係る監督業務をしております。

３です。各地方事務所の林業普及指導員や鳥取県森林組合連合会などの関係者で構成されております、推進協議会を通じて、関係者の体制で市町村支援の円滑化を進めております。写真は９月７日に開催された、リモセン境界明確化作業の歩掛策定の説明会です。市町村、森林組合を対象とした、対象とした説明会、研修会いうふうに関係者が一堂に会する機会を設けまして制度の推進を図っております。

来年度以降の具体の取り組みについてです。今年度作成しております市町村森林整備カルテに対するフォローアップとして、リモセン境界明確化にかかる推進サポートや、集積計画作成に係るサポートなどを行っていく予定です。また、市町村支援の経営管理制度推進となった好事例をまとめまして、研修会の場を活用して横展開を図っていく予定です。以上です。

○濵江課長

ただいまのご説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

○駒井委員

先ほどのご説明の中で、森林経営管理制度というものはこれ所有者から調査の委託を受けて、ということだったと思うんですけども。所有者の高齢化とか、所有者が不明という問題があるのかなと思うんですが。この辺りの市町村はどの程度対応しているのかとか。

あと、どの程度そういう問題があるのか。そのあたりなにか情報を得ておられますか。

要するに所有者では管理できないので市町村の委託を受けるということですので、そういった問題出てくるのかなと思うんですけれど。そのあたり何か情報があればと思います。

○山口課長補佐

基本的に市町村が所有者に対して意向調査をかけるというところでその意向調査が届いたご家庭が高齢の場合っていうのは当然あると思います。そういったところも含めてなるべく意向調査票を送ってからある程度一定期間をもって、息子さんの代とかそういった方が見ていただけるような期間を取りながら調査を進めてるっていうのが実態というふうに思っております。どうしても所有者が不明な場合っていうのがございますけれども、それについては制度の方で特例措置を設けてありまして、登記簿等で探索して１世代くらいさかのぼって所有者探索を行った上でわからない場合、そこは不明広告のような形で公告をすることによって、経営管理権を設定できるという制度がございます。以上です。

○田村委員

リモセンって何の略。

○山口補佐

リモートセンシングですがレーザ航測データや航空写真を活用したものの総称です。それを活用することによって、詳細な微地形図などもできますので、現状わざわざ測量しなくても山の地籍程度の測量精度っていうのは担保できる。そういったものを使って、従来のトータルステーションを使ったような測量がなくとも、境界の方の境界のようなものを図上で作って、それをさらに役場の窓口で森林所有者に示しながらこういうような、境界になると思われますけどどうですかねっていうような確認を取って進めるということで、従来大分経費も時間も節減できるというような手法です。

○根本会長

森林経営管理制度の予算っていうのは森林環境譲与税を使っているのかなと思うんですけれども。元に入ってくる譲与税の使い道の中にこの森林経営管理センターというのがあるというふうに考えていけばよろしいでしょうか。

○山口課長補佐

はい。県に入ってくる譲与税の一部を使ってるという形になります。

○濵江課長

その他、ありませんでしょうか。

そうしますと、これで全体のご説明等を終わらせていただくこととなります。３時から始めまして２時間弱だったと思います。もうちょっと暗くなりまして申し訳ございませんでした。本当に皆さん貴重な意見をありがとうございました。

今後とも審議を推進していくために、行政だけではなくて皆様と一緒になって頑張って参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日の森林審議会、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。